

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

下エジプトのムスリムにおける結婚の成立過程：
カリュービーヤ県ベンハー市とその周辺農村の事例
を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大塚, 和夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004402

下エジプトのムスリムにおける結婚の成立過程

——カリエービーヤ県ベンハー市と

その周辺農村の事例を中心に——

大塚 和 夫*

Marriage Process among the Muslims of Lower Egypt

Kazuo OHTSUKA

Some marriage customs of Middle Eastern muslims are well-known, although their images have sometimes been extremely exaggerated or distorted by the prejudice of “Orientalism”. In this paper I describe the marriage process among the muslims of Lower Egypt, based mostly on my fieldwork conducted mainly in Benha city and some surrounding villages in the Qalyubiya governorate, in 1981–82.

The purpose of this paper is mainly to describe how the muslims conduct marriage negotiations and hold various kinds of rituals and ceremonies. Referring to some of the reliable ethnographies of Egypt, such as those by Lane, Ammar, Fakhouri and Wikan, I indicate some of the transformations that have occurred in marriage practices in Egypt from the early 19th century to the present.

The marriage process among the muslims of Lower Egypt today can be analyzed in terms of four stages:

- (1) The first stage starts with seeking for a partner and ends with the recitation of the first chapter of Quran (*al-fātiḥa*) by some members of the two families, as a sign of agreement to the marriage.
- (2) The second stage is the *shabka* ceremony. The prospective bridegroom gives some golden goods, such as a finger ring, necklace or earring to the prospective bride, as a token of the engagement.
- (3) Then follows the most important ritual from the religious

* 国立民族学博物館第3研究部

and the legal points of view. The bridegroom himself and the guardian of the bride (generally her father) together write a marriage contract (*'aqd al-qirān*; in the colloquial *katab el-kitāb*) under the guidance of a *ma'dhūn* (a marriage notary). The bride and groom become a legal couple, although this does not mean the actual start of their new life, since some months or even years might be required to prepare new rooms and furniture for the couple. When they complete the preparation of their own residence, with the some financial help of their parents, the fourth and last ceremony of marriage will be held.

(4) The final stage is known in standard Arabic as *zifāf*, and in the colloquial as *dukhla*. After that the couple effectively start a new life.

Describing the succession of the ceremonies, I refer to such significant events as the transaction of bridewealth (*mahr*), making a list of the furniture (*'afsh*) privately owned by the bride, an invitation to and a reception in the marriage feast (*farah*), which may be held not only on the occasion of the *dukhla* but also as a part of the *shabka* and the *katab el-kitāb* ceremonies, special activities of the night of henna, and showing of the blood of the virgin to the people. The text of the sermon preached by the *ma'dhūn* on the occasion of the marriage contract is appended.

1. はじめに	4) 契約式
2. 結婚のプロセス	5) 床入り式
1) 配偶者選択から双方の合意まで	6) 結婚式の後
2) ファーテハ式	3. 総括
3) シャブカ式	

1. はじめに

ムスリム（イスラーム教徒）社会の結婚に関して、その一般的特徴のいくつかはよく知られている。たとえば、通俗的読み物などに興味本位でとりあげられる1人の男性が4人まで妻をもてることや男からの離婚宣告が容易なことなどは、その意味の解釈や評価にはさまざまな議論があるが、確かにムスリム社会で今日でも実際にみることのできる現象である。これほど一般的ではないが、ムスリムの結婚はカトリック教会のような「秘蹟」ではなく「契約」であること、ムスリムの男性は「啓典の民（ユ

ダヤ、キリスト教徒)」と結婚可能だがムスリム女性は異教徒と結婚できないこと、結婚の必要条件として男性の側から女性（の保護者）の側へマフル（*mahr*¹⁾ 婚資）が渡されること、なども中東に関心をもつ人々には、比較的よく知られたことである。これらはいずれも、ムスリムの社会生活全般を律する原則であるシャリーア（*sharī'a* イスラーム法）に規定されている条項である。その他、特に中東では、慣行として父方平行イトコを主とするイトコ婚・親族集団内婚が選好されていることも社会人類学ではよく指摘されている特徴的な現象である²⁾。

これらの一般的特徴はさておき、では実際にムスリムたちは、どのような儀礼的・社会的プロセスをへて結婚をおこなっているのだろうか。現在ムスリムの人口は6億とも8億ともいわれており、その大部分は北アフリカのマグリブ地方から中東・インド亜大陸をへて、東南アジア大陸・島嶼部にまで至る広範な地域に分布している。これだけの広大な地域では、当然のことながら、自然環境も相当に異なっており、そして、さまざまな文化的背景や歴史的伝統をになった諸民族が生活している。したがって、彼らの実際的な婚姻成立の過程は、ムスリムである限りシャリーアに規定された大枠は遵守しているとしても、細部を眺めれば微妙に異なった箇所がかなり見出されるものと考えられる。

以上のような展望の下で、小稿は筆者のエジプト留学中³⁾におこなったフィールドワークの際に集めた資料にもとづき、下エジプト（カイロ以南のナイル・デルタ地域）のカリュービーヤ県（*muḥāfaẓa*）ベンハー市（*Banhā*、以下 B 市）とその周辺農村におけるムスリムの結婚の成立過程を記述し、この地域における婚姻のあり方の一側面を報告することを主たる目的としたものである。特に、結婚交渉の開始から新郎・新婦の同棲に至るまでの期間に、公的・私的に催されるさまざまな儀礼とそれに付随する社会的慣行を中心に論を進めたい。

調査の実施方法についてもふれておこう。筆者はカイロ市北方約50キロメートルのカリュービーヤ県（以下、Q 県）B 市（同県県庁所在地、1976年の人口88,845人）に、

1) 本稿のアラビア語の表記は、正則アラビア語(*fushā*)のアルファベット順に、', b, t, th, j, h, kh, d, dh, r, z, s, sh, ṣ, q, t, ḡ, 'g, h, f, q, k, l, m, n, h, w, y であり、短母音は a, i, u, 長母音は ā, ī, ū で表す。語頭のハムザ、語尾のター・マルブータは略すが、複合語の場合、ター・マルブータを“*ʿ*”で表記した場合もある。なお、下エジプト地方（シャルキーヤ県の一部を除く）では、カイロ方言に近い口語（*'ammiya*）が使われている。フスハとの主な違いは、th 音が t または s 音に、j 音が g 音に、q 音が glottal stop に変わることなどである。

2) 現代エジプトにおけるムスリムの婚姻および家族に関する包括的議論は、Rugh [1984] を参照。なお、下エジプトの親族集団や父方平行イトコ婚に関する議論は、拙稿 [大塚 1983] を参照。

3) エジプト留学は、文部省の昭和55年度アジア諸国等派遣留学生制度によって可能になったものである。エジプト滞在は1981年4月から82年11月までである。

1981年6月から翌年6月までアパートを借りて住みこみ、B市とその周辺農村の社会人類学的調査をおこなった。結婚プロセスに関するデータの収集は、まず、13件の“祝宴”をともなう“結婚式”——シャブカ式、契約式、床入り式のいずれかであり、それぞれの規定は第二章でおこなう——に出席し、その一部もしくは全体を観察し、聞き書きをおこなった⁴⁾。その内訳は、いずれもQ県内であり、B市が6件(シャブカ式1件、契約式1件、契約式兼床入り式1件、床入り式3件)、B郡(markaz)D村で2件(いずれも契約式兼床入り式)、同じくB郡B村(シャブカ式兼契約式)、MS村(床入り式)、Q郡GN村(契約式兼床入り式)、T郡S村(シャブカ式)、KS郡S村(床入り式)がそれぞれ1件である。その他、Q県のB郡W村、S村、KG村、同じくT郡KI村でも、それぞれの村における婚姻慣習の聞き書きをおこなった。さらに、下エジプトのムヌーフイーヤ県(以下、Mu県)A村、B村、マンスーラ県(以下、Ma県)D村、シャルキーヤ県(以下、S県)S村、および上エジプト(カイロ市以南の地域)のファイユーム県(以下、F県)KM村のそれぞれに日帰り調査をおこなった折にも、結婚をめぐる資料をえた。したがって、以下で紹介する結婚プロセスの資料は、特定の事例を一貫して追ったものではなく、B市とその周辺農村で集めた資料を総合し、同地域における結婚成立の一般的過程を叙述したものである。個別事例を時間経過にしたがって記述していく方法のもつ具体性を欠くきらいはあるが、本論でもふれるように、結婚プロセスの開始から終了までに1年以上かかることも多い今日の下エジプトの状況では、一般的な結婚プロセスの提示にも資料的価値があると思われる。

さらに、これまでに刊行された欧文の民族誌・人類学的報告の中で、エジプトのムスリムにみられる結婚の具体的プロセスにふれたものはさほど多くないことも指摘しておきたい。主だったものをあげると、19世紀前半のカイロに関するレイン [LANE 1978 (1836): 159-175]、今世紀前半の上エジプトを扱ったブラックマン [BLACKMAN 1927: 92-95]、革命直前の上エジプト・アスワン県の一村落到ふれたアンマール [AMMAR 1973 (1966): 192-199]、革命直後に下エジプト・ムヌーフイーヤ県S村に設置された“アラブ諸国基礎教育センター”に拠りS村の調査をしたベルク [BERQUE 1957: 42-44]、1960年代のカイロ近郊村を対象にしたファフーリー [FAKHOURI 1972: 63-70]、さらに1960年代から70年代にかけてのカイロ庶民を論じたヴィカン

4) 使用言語はアラビア語口語(アンミーヤ)の下エジプト方言である。ただし、これにも都市と農村、中・高学歴者と農民との間には語彙・表現上の相違があり、また、しばしば正則アラビア語がまじる筆者の表現と農民たちのアンミーヤとの間には、意志の疎通を欠くこともあった。そのため、常に筆者と同道していたB市在住の大卒者SA氏もしくはNH氏が、筆者と農民との間の“通訳”となることも多かった。

[WIKAN 1980: 82–85] などである。その他、アティヤが集めた5人のエジプト女性のライフ・ヒストリー [ATIYA 1982], ルーのカイロを中心とした現代家族の実態調査研究 [RUGH 1984] などにも参考となる資料がある。また、アラビア語で著わされたアミンの『エジプト慣習辞典』 [AMIN 1953] のいくつかの項目にも興味深い記事がみられる。

だが、これらの研究は、それぞれ民族誌的報告や家族研究などを主要目的として著わされたものであり、したがって、結婚のプロセスの記述には、そのほんの一部しかさかれていない。その点において、小稿は基礎的資料の提供として、エジプト人ムスリムの社会人類学的研究への一つの寄与ともなるものと思える。

もとより、エジプトのような歴史的な社会では、結婚の成立過程も、時代・地域によって異なり、さらに、階層差による相違も無視するわけにいかないだろう。そこで、小稿では記述説明を進めるかたわら、上述の諸著作を必要に応じて参照し、エジプトの結婚プロセスの歴史的変化と地域的変差の重要ないくつかの点にもふれたい。

2. 結婚のプロセス

B市とその周辺農村におけるムスリムの結婚プロセスは、一般に次の6つの段階に分けることができると思われる。

- (1) 結婚相手の選択から双方の合意まで
- (2) 双方が結婚の細則を話しあい、そこでの意見の一致を確認するためコーラン第1章（ファーテハ章, al-fātiḥa）を唱える式。以下では、ファーテハ式とよぶ。
- (3) “婚約 *khuṭūba* または *khiṭba*” を記念した指輪等の贈物（シャブカ, *shabka*）の贈呈式。以下、シャブカ式とよぶ。
- (4) 結婚契約書への署名式。正則アラビア語では、‘*aqd al-qirān*’, エジプト方言では *katab el-kitāb* といわれている。以下、契約式とよぶ。
- (5) 新郎・新婦が同棲を始めるための式。正則アラビア語では *zifaf*, 方言では *dukhla* といわれている。以下、床入り式とよぶ。
- (6) その後おこなわれる儀式的な贈答や親族、隣人、友人らの訪問。主なものとして、床入り翌日のサバーヒーヤ (*ṣabāḥiyya*) と一週間後のスプーア (*subū‘*) がある。

以下では、この順に記述を進め、その過程でみられるいくつかの重要な出来事にも説明をくわえていこう。

1) 配偶者選択から双方の合意まで

下エジプトを含む中東ムスリム社会全般において、インセストとみなされる範囲は非常に狭い。それはシャリーアの規定によるものであり、インセストとされるのは、親子キョウダイ間の他に、第一次的なオジ・メイ、オバ・メイの間、さらに男性をegoとして妻の母、妻の先夫との間に生まれた娘、乳姉妹、妻の姉妹などとの間の性的関係である。その一方で、いわゆる父方平行イトコを代表とするイトコ婚や親族集団内婚の選好傾向がみられる [大塚 1983]。

すなわち、下エジプトで配偶者として選択しうる範囲は、インセスト範囲が狭小であるために、論理的可能性としては非常に広い。しかしながら、イトコ婚や親族集団内婚の選好も根強くみられるために、特にそのような傾向の強い村落部の有力なアーイラ（'ā'ila, 大家族）では、實際上、配偶者選択の幅はかなり限定される傾向にある。

内婚選好の極端な場合には、兄弟同士がさまざまな理由から、子供たちがまだ幼児のうちに、次節で詳述するファーテハ式をおこない、形式上の“結婚の約束”をする場合もある。このようにして本人たちも知らないうちに“婚約”した若い2人を“約束された者たち（mū'ūdin）”とよぶ。いうまでもなく、彼らの正式な結婚は、エジプトの法律で定められた年齢（男18才、女16才）までまたねばならない。しかし、それ以前であっても、少女が妊娠可能な年頃になれば、医者を買収して年齢証明書を偽造してもらい、正式に契約と床入りの式をすませ、結婚させる場合もあるとの噂もある。

このような一部のごく親しい親族同士の場合を除いて、配偶者選択から結婚の合意までにはいくつかのプロセスがあり、何人かの媒介者をたてなければならない。ここで特に記しておかなければならないのは、B市とその周辺では、今日でも配偶者選択は、一般的に、結婚当事者（青年、娘）自身ではなく、その親たちがおこなうものであると考えられている事実である。確かに、近年では、特に都会に住む高等教育を受けた青年が、自分の意志で好ましい娘を選び、その後自分の親と相談するケースも増えつつある。しかし、その場合でも、最終的には自分の親を媒介にして相手の親に結婚の申し込みをするというプロセスをへなければならぬのである。そして、娘の側でそのような主導権をとる例はまったく稀であり、特に農村地域では皆無といえよう。

いずれにせよ、結婚の打診は、青年もしくは彼の親族の側から切りだすのが当然視されている。その場合、B市の一部などでは青年が直接に娘の父に話しに行くこともおこりうるが、一般的には、彼の父または兄やオジなどが相手の意向を尋ねる形をとる。双方の家族がそれまでほとんど交渉がなかったような時には、第三者の仲介者

(wasit) をたてることもある。これは、それとなく間接的にさぐりを入れるのと同様に、万一断わられた場合も、青年およびその家族の面子が直接的に傷つかないようにという配慮も含まれている。

なお、最近刊行された中東地域の婚姻をめぐるいくつかの研究では、配偶者選択過程における女性（当事者の母、姉、オバなど）のはたす役割の重要性が指摘されている⁵⁾。公式的な結婚の申し込みには男性がたかねばならないが、それ以前の内輪での候補者選択や選ばれた者に関する情報収集の際に、年長の女性たちのネットワークが有効に活用され、家族内部での決定に大きな影響を与えているというのである。一般に、名誉・恥辱に敏感な中東社会では、たとえ意向打診の段階でも、“男性”が介入しなければ公式的なプロポーズとなり、万一交渉が不調に終わった時には、双方の当事者の名誉・恥辱にも関連してくることから、まったく非公式的な、いわば水面下における女性の活動は、その意味でも重宝なものとされているのである。筆者の調査の際にも、あるインフォーマント（S県S村）は、交渉の仲介者の役割をはたすのは青年の父方もしくは母方オバであり、彼の父はもとより母もこのごく初期の段階では登場しないと述べた。また、別のインフォーマント（Q県B郡B村）によれば、同村ではふつう青年が娘を見初めた場合にまず打ち明けるのは母親であり、それから彼女が夫すなわち青年の父に話しをする手続きをふむという。

ともあれ、公式的な交渉は、青年とその家族の側が主導権をとって開始される。娘の家でおこなわれる正式な結婚申し込みの場に臨むのは、青年の父（彼が死亡している場合にはオジや兄などの父親がわりの人物）と娘の父（もしくはその代理人）である。多くの場合、青年自身も父と同道するが、村によっては、青年が立ち会わない所（S県S村）もあり、一方、彼の母と一緒にいく所（Ma県D村、Mu県B村）もある。

事前の根回しが十分な場合には、その席で結婚が合意され、ただちに次節でふれるファーテハ式に移行することもある。しかし、多くの場合、娘の父は返事を一週間ほど待つてほしいと頼みこむ。青年側は再度の訪問を確認し、その日はそれでひきさがる。

一週間ほどの猶予期間中、娘の親や親族は懸命になって青年に関する情報を集める。もっとも重視されるのは、彼の家柄やその評判であり、その他、彼自身の人柄や評判、学歴や職業（経済力）なども、さまざまな経路から徹底的に調べられる（いうまでもなく、青年の側も娘の側に関するこれらの情報を十分に収集した後に、申し込みに赴

5) Bourdieu [1977] や Roscn [1978] を参照。

いたのである)。近親者もまじえた話し合いの結果、好ましい結婚であると判断したなら、青年側の再訪問の際にその旨の返答をし、その場でファーテハ章を唱えるか、それともそれをおこなう日取りを定める。後者の場合、ファーテハ式は、ふつう、一週間以内に実施される⁶⁾。

なお、娘の側が不同意の時には、彼女の父は婉曲に申し込みを断わることになる。つまり、決して相手(青年)の側の“落度”や問題点を指摘せずに、自分たちの側の理由をあげる。たとえば、娘は若すぎる、学業の途中である、親族に不幸があり服喪中である、父方イトコ(すなわち、理念的結婚相手とされる父の兄弟の息子)と婚約している等々である。もちろん、断わる真の理由はそれとは別のところにあり、多くは青年およびその家族の問題であるということは、当事者たちはもとより、周囲の人々も十分に推測しうるのである。

2) ファーテハ式

全体で114章あるコーランの冒頭にあるファーテハ(開端)章は、わずか7節の短いものであるが、ムスリムの日々の生活にとって非常に重要なものである。なによりも、礼拝のたびごとにこの章は唱えられなければならない、その他、会議の開会、契約の締結などの場面でも頻繁に口にされる章である。そして、結婚の合意も、ファーテハ章を唱えることによって、単なる口約束からムスリムとしての約束へと変わるのである。

ファーテハ章を唱えるのは、当然ながら娘の家である。青年側の人々が彼女の家を訪問し、そこでおこなうのである。出席するのは、青年側から、彼の父をはじめ、青年本人、そのオジ(父方、母方を問わず)、兄などであり、娘側から、彼女の父、オジ、兄などである。2人の母親が加わることも多い。だが、Mu 県 A 村のように男性だけに限定されることもある。いずれにせよ、一般に、ファーテハ式は青年と娘の近親のみでおこなわれる、いわば私的な集まりである。その点で、多数の客人を招待する祝宴(farah, 次節で詳述)とは異なる⁷⁾。

6) ヴィカン [WIKAN 1980: 82] によれば、1970年前後のカイロ庶民地区では、青年と娘の後見人との間の結婚の“合意”(ittifaq)とファーテハ章を誦む機会は、2~7日ほど離れている。そして、“合意”の際に、シャブカやマフルの額も定められるという。そこで、彼女は、“合意”と(小稿でいうところの)“ファーテハ式”とは別個の2段階と考えている。しかし、筆者の聞き取りの限りにおいては、B市とその周辺では、結婚の合意とファーテハ式とが必ずしも別の日でなければならないということにはなかった。

7) 筆者はファーテハ式に出席する機会をもたなかった。なお、第一章にも記したように、筆者の出席した“祝宴”は、すべてシャブカ式、契約式、床入り式のいずれかである。ただし、聞き書きにおいて、Q 県 KS 郡 S 村で、ファーテハ式とシャブカ式を兼ねて祝宴を開いたというものがあつた。また、Mu 県 B 村では、ファーテハ式単独で、もしくはシャブカ式と組み合わせて祝宴を催すことが慣習であるという。

当事者である娘は、この集会に出席しない。ただし、慣習として、列席している人々に紅茶やコーヒーを配る時に、彼女は応接間に入る⁸⁾。これは、いわば彼女を青年の家族に“紹介”する機会なのである。娘はほとんど口をきかずに将来の夫とその家族に紅茶・コーヒーを給仕して、ただちにその場から退く。客人の側もむやみな質問をしたりはしない。青年の父・オジにとっては、これが彼女の姿を初めて見る機会であることも多い。

このファーテハ式でもっとも重要なことからは、結婚の具体案を話し合い、練り上げ、大枠を決定することである。主要な協議事項として、青年側が娘側に贈るマフル(mahr 婚資)および金製指輪等(シャブカ shabka)の金額、それから今後のおおまかな日程の設定である。

イスラームにおいて、マフルなしの婚姻は合法的なものとはみなされない⁹⁾。そして、マフルには2つの種類がある。前マフル(mahr muqaddam)と後マフル(mahr mu'akhkhar)である。前マフルは、結婚契約の前後に支払われるもので、受け取った嫁側は、一般に、それと同程度の現金を足して、新居用の家財道具(アフシュ 'afsh)を購入する(この点は第五節でふれる)。一方、後マフルは結婚時に支払われるものではなく、反対に、結婚生活が失敗し両者が離婚してから、前夫から前妻へ渡されるべきものなのである。当然予想されうることながら、離別後の後マフル支払い交渉は難しく、前妻側の男性親族が有力でないと、実行されずに適当にごまかされることも多いという。だが、実際にはどうであれ、結婚契約の際には、2種類のマフルの金額を正式に記入した契約書に署名しなければならないのである¹⁰⁾。

協議されるのはマフルの額だけではない。シャブカと総称される婚約用の指輪・腕輪・首飾りなどの購入金額も話し合われる。これらはふつう金製のものであり、したがって数や重量が多いほど値がはることになる。後ほど詳述するように、前マフルを

8) エジプトの平均的家屋は、戸口に接した部屋が応接間として用いられている。ごく親しい友人を除いて、客人がそれより奥へ入ることは不作法とみられる。さらに、客人が男性の場合、主人の妻を含む思春期以降の女性が、応接間に立入ることを禁ずる家庭も多い。紅茶等を接待する時には、女性はその用意をして応接間の戸をノックする。その合図で主人が立ち上がり、戸を開けて紅茶を受け取る。その間、女性は戸の陰に隠れて、客人に顔をみせない。特に都市の保守的家庭や農村では、この慣行が根強い。したがって、ファーテハ式における娘みずからの給仕は、通常の慣習からみれば、まったく異例のことなのである。

9) コーランには次のような章句がある。「そして(結婚にさいしては)女にマハ[フ]ルを贈り物として与えなさい。」(第4章第4節、日本ムスリム協会版の訳)アラビア語原文では、*ṣaduqa* という語が使われているが、この語は同語根の *ṣadāq* という語などと共に、*mahr* と同義である。

10) ただし、ここで書きこまれる金額は、後述のマーズーン(結婚登録人)への支払いや結婚登録料——これらは登録されたマフルの額によって決定される——を一定額におさえるために、実際に手渡される額よりも低い額が記入されることもある。

資金の一部として購入した家財道具（アフシュ）と同様に、シャブカとして贈られた指輪類の所有権は、結婚後も完全に妻の私的なものとなる。すなわち、ファーテハ式の段階で、マフルとシャブカという、婿から嫁へ贈られる財の金額が決定されるのである。なお、その金額は、青年とその親との経済的能力や社会的威信などの要因によって左右され、地域や階層によってかなりの相違がある。ちなみに、B市では新郎が富裕もしくは高学歴の場合には前マフルはおよそ1,000～2,000エジプト・ポンドであった。周辺農村の一般的農民層では200～500エジプト・ポンドといわれていた¹¹⁾。なお、後マフルの額は、前マフルの半額かそれ以下である。シャブカの金額は、一般に前マフルの半額以下である。そして、シャブカの中には指輪を必ず含めなければならないが、その他の品目の質と量とは、マフルの場合と同様に、当事者の事情によってかなりの相違がみられる。

ファーテハ式の際に決定されるもう一つ重要な事項は、今後の式のおおまかな日程である。本章の冒頭にも記したように、ファーテハ式の後、結婚が完遂されるまでには、シャブカ、契約、床入りの3つの式をおこなわなければならない。これらは、各々別個におこなうことも、合わせて同日におこなうことも、さらに前か後の2つを組み合わせ2回に分けておこなうことも可能なのである。そして、その度に、祝宴 (farah) をはるのが一般的である。祝宴開催は多大な出費となるため、2人の当事者とその家族の経済的・社会的事情に応じて、その回数は決定される。第一章で記しておいたように、筆者の観察した範囲では、シャブカと契約または契約と床入りを合わせた祝宴が5件、単独でおこなわれたものが8件あった。祝宴を2回もつ場合、どちらか一方を盛大におこない、もう一方を親族や近しい隣人・友人などで小規模におこなうというやり方もある¹²⁾。なお、一般にイスラームの祭日（断食月明け祭りと犠牲祭）や預言者・聖者の生誕祭 (mawlid) などの機会が祝宴を催すのにふさわしい日と考えられている。また、平常の時は、休日の前夜すなわち木曜日の夜に開かれるのが多い。いずれにせよ、それらの進め方の大枠が、ファーテハ式の際に話し合われ、決定されるのである。

11) 1エジプト・ポンドは、1981～82年時点で300円弱であった。ちなみに、B市の仕立て屋で1957年に結婚した男性の話では、彼の前マフルは100エジプト・ポンド、シャブカは20エジプト・ポンドであったという。

12) Q郡GN村出身で、現在B市に住む英語の指導主事の話によると、契約式の時にも祝宴を催すのは“都会風”とのことである。後にふれるように、かつては契約と床入りはせいぜい一週間程度の間隔であり、その間は連夜祝宴がくりひろげられていたこと、および、シャブカ式も案外最近のものと同様に推測されることを考えると、彼の発言も理解しやすいものになるかもしれない。つまり、シャブカ式と契約式にそれぞれ祝宴をもつようになったのは、近年のことであるかもしれないのである。

ところで、19世紀前半のカイロに暮らしたレイン、1952年革命直前の上エジプト農村を調査したアンマールの報告を読むと、いずれの場合にも、結婚式として記述されているのは主に小稿でいうところの契約と床入りであり、その間隔は、8～10日 [LANE 1978: 165], 2週間 [AMMAR 1973: 194] であった。一方、ナセル時代のカイロ近郊村では、契約から床入りまでの期間は数日から数カ月のばらつきがあったという [FAKHOURI 1972: 66]。

これらの報告と比較して、もっとも目につくのは、今日の下エジプトでファーテハ式から床入り式を終えるまでの期間の長さである。筆者の知りえたファーテハ（シャブカ）式から床入り式までの日程の例を表1にまとめた。これから判明することは、結婚の全プロセスが完了するまで半年から数年かかるのが、現在ではまったくありふれた現象であるということである。その理由として、特に青年たちがあげるのは、マフルを含む結婚費用の増大とそれに追いつかない給料のギャップである。これは特に国策上賃金が低く抑えられている公務員層に顕著な不満である。学歴が低く、文盲も少なくない職人層や70年代初頭以降の門戸開放 (infitāh) 政策の波に乗った商人層が比較的高い収入をえているのに対し、かなりの教育投資をした高学歴層は、投資の割に合わないほどの低賃金に抑制されている。高卒・大卒という社会的威信の高さに比して、それにふさわしい（と彼らが思っている）経済的基盤を提供されていない彼ら

表1 結婚式日程の例

新郎の居住地 職業	ファーテハ	シャブカ	契約	床入り	通算期間
B 市 公務員	78年秋ごろ	79年春ごろ	80・7・30	*81・9・17	3 年
B 郡 B 村 土木監督見習	?	*81・8・2		兵役後 (2年後?)	2年以上 (?)
B 郡 MS 村 学校職員	81・3・5	81・6・3		*81・9・29	半年
カイロ市 不 明	?	*81・10・22		*82・3・18	半年以上
KS 郡 S 村 教 員	☆81年8月ごろ		82・4・16	*82・6・6	10 ヵ月

- ・すべて Q 県内でおこなわれた祝宴
- ・数字は年（西暦）・月・日の順
- ・* は筆者が観察したもの
- ・☆ の場合、ファーテハ式とシャブカ式が一緒になっているが、これは Q 県内では、この例の他に観察したことも、聞き書きしたこともなかった。なお、これが、この村の慣行か、それともこのケースだけの特異例なのかは不明。

の屈折した憤懣は、今日のエジプト社会の不安定要素の一つとなっている¹³⁾。たとえば前マフルの平均額は、大卒で教職についた者の初任給のおよそ25~50カ月分という歴大な額にのぼっており、青年たちは親が富裕でない限り、副業や産油国への出稼ぎといった特別な手段にでも頼らなければ、とうてい手にすることは不可能な金額である。このような多額の結婚資金を獲得するために、今日では結婚の約束からその実現までの期間が長期にわたっている。多くの青年たちはこのように説明するのである。

もちろん、これは“一つの”説明にすぎない。現に、門戸開放政策直前のカイロ庶民街を調査したヴィカンは、コートシップと婚姻の「全過程は、ふつう2~3年間にわたっている。1年間なら最短の場合とみられている」[WIKAN 1980: 82]と述べている。レイン、アンマール、ファーリー、ヴィカンそして本報告と並べてみると、確かに結婚プロセスの期間が延長しているさまが看取できる。この問題は、エジプト近代史全般と絡めて論ずるべきものであろう。

さて、ファーテハ式に戻れば、マフル等の金額および式の日程の大枠の設定が、2つの重要な協議事項であった。地域や当事者たちの意向に応じ、これらの協議を終えてからファーテハ章を唱えるところもあれば、逆にファーテハ章を唱えてから話し合いに入るところもある。なお、ファーテハ章の唱え方は、その場にいる全員がそれぞれ小声で唱えるのであり、全体で一斉に声をあわせて唱えたり、ましてや、専門のコーラン誦み(muqri)を雇ったりするのではない。

ファーテハ式を終えた段階で、少なくとも双方の家族の間では、2人の結婚の約束がとりかわされたことになる。青年と娘は、親・キョウダイや事情を知った親族・友人たちから、一応“婚約”したとみなされるのである。だからといって、将来を約束された者たちとして、2人が一緒に行動する自由が周囲から認められたことにはならない。むしろ、ファーテハ式を終えても、さらにはシャブカ式や契約式をすませても、最後の床入り式を完了するまでは、2人だけで一室で時をすごしたり、さらには共に外出したりすることを好ましく思わない風潮が根強く存在する。ファーテハ式の後、青年は娘と会うべきではないという地域もあり、それが許される場合でも、必ず親やキョウダイが同席するのが慣習である。また、新居の家具運びなどで遠出する場合も、娘の側の弟や姉妹が同道するのが好ましいとされている。

13) いわゆるイスラーム復興運動の社会的母胎および支持層も、近代教育をうけたエリート(予備)層である。Ibrahim [1980], Ansari [1984]などを参照。

3) シャブカ式

シャブカとは口語表現であり、正則アラビア語では、*khuṭūba* すなわち“婚約”のための式とよばれている。それは、男性から女性への金製装身具——指輪、腕輪、首飾り、耳飾り、など——を贈る機会である。その金の純度、装身具の数や重さは、すでに述べたように、ファーテハ式の際に決定されたものである。これらの装身具の中でもっとも重要なのは指輪 (*dibla*) であり、青年は2個購入し、それぞれに2人の名前と式の日付けを彫りこむ。そして、式に臨んで、2人はおたがいの右手の薬指にそれをはめ、床入り式の後に左手の薬指に移す。指輪以外の装身具はすべて娘用のものであり、彼女の私的所有物となる。

ところで、男性が女性の金製装身具を贈る慣習は、アラブでは古くからのものであるが、指輪の交換などはどうであろうか。祝宴の際に花嫁が着る衣装が、圧倒的に西洋風のウェディング・ドレスであることと同様に¹⁴⁾、この慣習も案外ヨーロッパの影響下に近年になって成立したものかもしれない。この点で興味深い事実は、詳細なレインおよびアンマールの報告において、結婚式とよばれているのは契約式と床入り式とであり、シャブカやそれに類する式の記述がみあたらないことである。第一章であ



写真1 シャブカ式 (Q 県 T 郡 S 村)

14) 筆者が眼にした13件の結婚式の際、花嫁はすべて西洋風ウェディング・ドレスをまとっていた。男性の方も背広上下スタイルであったが、農民の中には伝統的なガラビヤ服をつけた花婿もいた (B 郡 D 村。ただし、第五節でふれる処女証明をおこなったのとは別のカップル)。

げた文献中，“シャブカ”の記載のあるのは、まずアミンの1953年に刊行された『エジプト慣習辞典』であり、そこでは「[結婚] 契約前の贈物」と記されている [AMIN 1953: 222]。また、革命後調査をしたファフーリーとヴィカンの報告にも、シャブカの記述はみられる [FAKHOURI 1972: 65, WIKAN 1980: 83]。このように、最近の著作にのみシャブカ式の記述があるのは、レインとアンマールの書きおとしと考える限り、この慣行の成立が新しいものであることを示唆するのではないだろうか。さらに、革命直前の上エジプト寒村を調査したアンマールはシャブカにふれず、革命直後に刊行されたアミンの辞典にはそれが記されている事実は、カイロと上エジプトの文化的落差を物語っているのかもしれない。いずれにせよ、この点は、アラビア語資料の解釈をまたなければ、立証しえないものであり、ここではその可能性の示唆にとどめておく。

ここで、“婚約”という概念についても若干ふれておきたい。前述のように、シャブカは正式には *khuṭūba* すなわち“婚約”とよばれており、実際、ファフーリーもヴィカンもシャブカを“engagement”と訳している。しかし、B市での例であるが、ある青年がファーテハ式を終えた段階ですでに、相手の娘を *khaṭībati* (私の婚約者) とよび、その母親を *ḥamāti* (妻の母) とよんでいたのである。そして、彼の周囲の親族・友人たちも、そのような用法に別段異論をはさまず、むしろそれに従って会話を進めていた。アラビア語の教員をしていた青年の兄にこの点を尋ねると、確かにそういう用法もみられるが、シャブカ式をすませない段階で相手を *khaṭībati* とよぶのは誤りであり、正式には、シャブカすなわち *khuṭūba* の式をおえてからそうよぶべきであると答えた。“正式な”用法には反しているとはいえ、一般には、ファーテハ式を終了した時点で2人を“婚約者”とみなしていることも事実であり、この点で、“婚約者”という用語の“正式な”用法と“一般的な”用法とのズレがあることを指摘しておきたい。このような理由から、小稿では、*shabka* を“シャブカ”と表記し、“婚約”と訳すことを可能な限り避けてきたのである。

さてここで、結婚式につきものの祝宴 (*farah*) についてまとめておこう。

すでにふれたように、シャブカ式、契約式、床入り式の3つの式は、それぞれ別個もしくは組み合わせでおこなうことができ、そのたびに祝宴がはられるのがふつうである。そして、祝宴の規模、演し物、招待客数などは、すべて当事者とその家族の経済的事情や社会的条件などによって、かなりの相違がある。

祝宴の会場としては、自宅を開放する場合と特別な会場を用いる場合とがある。もちろん、後者の方が一般的に祝宴の規模は大きくなり、出費もかさむ傾向にある。

特別な会場として使用されるのは、B市の場合、クラブ (nādi) 施設のホール¹⁵⁾、公民館、庶民的な茶房 (qahwa) とは区別された広いホールをもつ高級喫茶店などがある。また、村落部では、dawwār, muḍīfa, mandara などとよばれている村の共同集会所もしくは特定のアーイラ (大家族) が共同所有している集会所で祝宴がはられる。自宅を用いる際は、広間や屋上 (普段は燃料の置き場や養鶏場などに利用されている) が会場となる。

公的な施設を利用せず、特定アーイラの集会所や自宅で祝宴をひらく場合、原則的には、シャブカ式と契約式の後の祝宴は、花嫁側でおこなうことになっている。すなわち、花嫁は床入り式の時に初めて実家を出て、行列を組んで花婿宅に向うのであり、したがって、契約式の段階までは、彼女は実家にとどまっているのが当然とされるのである。

さて、祝宴の招待客には、事前に金文字で印刷された招待状が配られる¹⁶⁾。とはいっても、当日たまたま会場付近を通りかかった者が、2人の祝福のために招待状なしに参加しても、何ら問題はない。むしろ、祝宴は客が多く、賑やかなほど良いので、歓迎される。

祝宴会場では、正面の一段高い所 (公共施設ではステージ) に、花婿と花嫁用のきらびやかな椅子席が設けられており、2人はそこに坐って、切れ目なくかけつける招待客から祝福の言葉をうける¹⁷⁾。その他は、特別な席順など一切決まっていない。花婿・花嫁の親族や招待客は、一応男女別に分かれ、それぞれ親しい者同士がかたまっている。しかしながら、会場内に明確な男女席の境界線がひかれることはない。そもそも、座席の配置も、固定椅子の設置された公共施設を除いて、厳密には定まっておらず、土間に直接坐る農家の場合はもちろん、移動可能な椅子が用意されている会場では、客人たちは勝手に椅子を動かし、親しい者同士でかたまるのが一般的である。

祝宴会場に赴いた招待客たちは、花婿・花嫁やその親・キョウダイたちにお祝いの言葉をのべる。その代表的なものは、次のようなものである。

15) B市には教職員クラブ、スポーツ・クラブ、農業クラブなどがあり、それぞれ独立した建物をもっていた。なお、カイロ市などでは、高級ホテルを利用した祝宴もおこなわれている。

16) 招待状は新郎の父と新婦の父の名で配られる。筆者の手許には4通の招待状があるが、書式はほぼ同一で新郎・新婦の名前と祝宴の日時・会場などが記されており、すべてにコーラン第30章第21節が引用されている。なお、Mu 県 B村で聞き書きをしたところ、同村では、村に住む床屋に頼んで招待状を配ってもらい、彼への報酬は床入り式前夜のいわゆる“ヘンナの夜”の際の客からのチップ (nuqta) をあてるという。その総額は、50エジプト・ポンド以上にもなる。

17) 新郎・新婦の坐り方は、一般に向って右が男で左が女である。だが、それが絶対的な規定ではない。

客人「alif mabrūk (まことにおめでとうございます)」

主人「‘uqbā l-ibnak (次はあなたの息子さんの番ですね)¹⁸⁾」

客人「allāh yibārik fik (アッラーがあなたを祝福してくれますように)」

または、

「allāh yikhallik (アッラーがあなたを長命にしてくれますように)」

祝宴の開始時刻は、ふつう夕方から夜にかけてだが、一応招待状には正確な時間が記されている。しかし、それが厳密に守られることは、まずないといえる。花婿・花嫁やその家族にごく親しい親族・友人は定刻前に集まっているが、一般の招待客は時間あまりとられずに三々五々集まってくる。そもそも、祝宴といっても、別段かたくるしい祝辞や挨拶といったきちんとした式次第などは存在しないのである。確かに、シャブカの贈与や結婚契約書の署名といったそれぞれの式で欠くことのできない儀式はあるが、ふつう、それらは祝宴会場とは少し離れた場所でおこなわれ、招待客の多くは、そのような出来事に無関心で周囲の人々とおしゃべりに興じたり、またまったく気付かないことも多い。客人にとって重要なことは、それらの儀式に視線を集中し、厳粛な雰囲気盛り上げることではない。もっとも大事なのは、祝宴の場に駆けつけたということであり、その事実を証明するために正面の壇上に坐っている花婿・花嫁および彼らの親・キョウダイ・近親に祝福の言葉をかけることである。そのため、定刻に多少遅れてきてもまったく問題はないし、2人への挨拶をすませたらいつ退席してもよい。

それでは、祝宴の場では何がおこなわれるのだろうか。ここで祝宴と訳した *farah* の語根の動詞 (*faraha*) が意味しているように、それは“愉快で、陽気な、楽しい、歓喜の”集まりなのである。すなわち、2人を祝福し、人々が賑やかに騒ぎまくる場であり、エジプト人の特性の一つと思われる明るい陽気さが縦横に発揮される席なのである。

祝宴の場を盛り上げるのは、何といっても歌と踊りと音楽である。祝宴の間中、花婿・花嫁席の横の舞台上、その日のために雇われたセミプロの楽団 (*firqa al-musiqa*)¹⁹⁾ が絶えまなく流れるようなアラブの旋律を奏で、歌手が甘い恋愛歌などを歌い続ける。観客はおしゃべりをしながらも音楽に耳を傾け、興がのるにしたがって、女性はザガ

18) 客人が独身者の場合は、「‘uqbālak」すなわち、「次はあなたの番ですね」となる。

19) 筆者がB市およびB郡B村でそれぞれ1回みかけた楽団は、公務員であるH氏を歌手とするグループで4～5名で構成されており、彼らはすべて教員、学生、公務員であった。先にふれた低賃金制の影響をくらっている彼らは、このような特技を生かし、副収入源としているのである。

リートとよばれるアラブ特有の歓喜の叫び声を響かせる。男性は、特に警察の眼の届きにくい村落地帯では、短銃や自動小銃をもちだし、派手に祝砲をあげる。そのうち、アラブ独特のリズムに合わせ、若い女性や少女が飛び入りでいわゆる“ベリーダンス”，エジプト人のいう“東洋ダンス (raqs sharqī)”を踊りだすこともある。この場合は、もちろん着衣の状態であり、ただ、腰のまわりに紐やスカーフなどを巻きつける。なお、B市では肌の一部を露出したプロの踊り子を雇う場合もあり、筆者も1度だけ目にしたことがある。農業クラブでおこなわれた祝宴は、招待客数の割に会場が手狭であったこともあり、プロのベリーダンサーが踊りだすと、窓にも人が鈴なりになり、ついに扉を閉めて後から会場に入ろうとする者を追いかえすほどであった。当然ながら、このような風潮に批判的な者もいる。上述の祝宴に筆者と共に出席したB市在住のある警察幹部（新郎の友人）は、まず招待客を閉め出したことに腹をたて、さらに、農村地帯に隣接するB市では肌を露出したベリーダンサーは好ましくなく、あのような計画をたてた者たちは反イスラーム的な“異教徒たち (kuffār)”だとまでいった。

一方、農村では、伝統的な棒踊りや騎馬踊りはみられるが、ベリーダンサーを雇うことなどは皆無である。一般に、村落では都市よりも祝宴の場での男女の隔離は明確にみられ、女性が男性を前にして踊ることも少なく、上述の演し物も男性がおこなうものである。いずれにせよ、喧騒好きのエジプト人は、アラブ音楽を楽しみ、コーラや紅茶——時には禁制のハッシシやビール——を飲みながら、夜更けまで祝いの宴に酔うのである。

飲食物は祝宴に欠かすことのできない小道具である。自宅などでおこなわれる祝宴は、特に長時間にわたる時など、食事が提供されることがある。会場に接した屋外に天幕をはり、男女別に手すきの者から食事をすませていく。それほど順番にはこだわらないようである。一方、公共施設使用の際には、時間が限定されていることもあり、ふつう食事はだされない。だが、いずれの場合にしても、飲物はふんだんに提供される。砂糖のたっぷり入った紅茶、トルコ・コーヒー、そしてそれらより“上等”とみなされているコーラやサイダーの類の清涼飲料水が、招待客の席へ配られる。また、男性の間では、普段以上にタバコが交換される²⁰⁾。主人側はもとより、祝宴に招待された側でも封を切らないタバコを1～2箱用意しなければならないほどである。

祝宴における物品のやりとりの中で、飲食物やタバコに劣らず重要なのは、演奏を

20) エジプト人の慣習として、タバコを喫う時には、まず周囲の人々に自分の箱からとりだしたタバコを勧め、それから自分が喫う。この慣習を“rushsh”すなわち“まきちらすこと”という。

している楽団や歌手に対するチップ (nuqta) である。宴席を盛り上げる歌手・楽団——そして時にはベリーダンサー——への報酬は、いうまでもなく、祝宴開催者の側で支払うものである。しかし、招待された客も楽団や歌手にチップを出す慣習があり、それはすべて彼らの取り分となる。すなわち、歌手たちは、祝宴の主人側からの一定額の報酬プラス宴席の客からのチップの総額をもって、自分たちの全収入とするのである。ここで重要なのは、チップの意味づけである。招待客が歌手たちに手渡すチップは、彼らに対する御祝儀という意味と同時に、実は招待してくれた花婿・花嫁の家族に対するお祝いという意味も含まれているのである。チップの金額が多ければ多いほど、歌手・楽団は満足し、その結果、祝宴の主人側の顔がたつことになる。チップは表面的には宴席を盛り上げる歌手や楽団に対する贈与なのだが、その裏では、客人の主人に対する間接的贈与ともなっているのである。そのためにも、チップが歌手たちに手渡されると、一曲終えた段階で式の進行係が、チップの提供者の名前とその金額をその場で披露することになっている。なお、チップ額は1人1回1～5エジプト・ポンドであり、同一人物が何回出してもよい²¹⁾。

このような祝宴を開催する費用は相当のものになる。参考までに、表2に一つの例をあげておいた。これは1981年8月にQ県B郡B村でおこなわれた祝宴のケースで

表2 祝宴費用の例(概算)

椅子・天幕の借賃	50
祝宴に出した飲物・菓子代	80
新婦を新郎宅へ運んだ自動車の借賃(5×6台)	30
新婦の化粧・着付代	25
花嫁衣裳代	100
2人の手伝いへの手間賃	20
電飾の借賃	25
マーズーンへの支払(含、結婚登録料)	50
楽団への前渡し金	50
夕食代	60
計	490

- ・単位はすべてエジプト・ポンド
- ・費用はすべて新郎もち。なお、当日贈られたシャブカの金額は500、契約に記された前マフルは2,000、後マフルは500。
- ・この他、祝宴とその前後に、こまごまとした出費が相当ある。

21) 表2にあげられたB村の祝宴の際、楽団が受け取ったチップの総額は約150エジプト・ポンドであった。したがって、祝宴主催者からの報酬と合わせて、彼らは200エジプト・ポンドほどを得たことになる。

あり、比較的規模の大きな祝宴の部類に入ると思われる。B村は県庁のあるB市に隣接しており、農村的というよりも都会的な傾向の祝宴であった。同村でも裕福な階層に入る花婿の家の屋上で開かれたものであり、招待客はおよそ400人であった。なお、インフォーマントM氏は、花婿の父方親族であり、祝宴の進行役をつとめたB市在住の40代の男性である。

最後に、このようにさまざまな意味で重要な祝宴ではあるが、親族や隣人が予定日の直前に亡くなった場合など、服喪のために中止したり、規模を縮小したりする例があることを記しておこう。Q県T郡KI村で聞いた事例は次のようなものであった。

半年前にシャブカ式と契約式をおこなったSは、1981年11月中旬に床入り式の祝宴をあげるつもりだった。だが、その予定日の一週間前に、兄(Sと同居している)の妻の父が亡くなった。そこでSは床入りはしたが、祝宴は催さず、新婦の家族すら家によばなかった。また、同じ頃に祝宴(何の式かは不明)を予定していた同じブロックに住む隣人も、Sの兄の喪のために、自分たちの祝宴開催を中止したという。

また、筆者の出席したB市で開かれたあるシャブカ式の祝宴は、同市に住む新婦の家で親族中心におこなわれた(新郎は同じアイラの者でカイロ在住)。何故に客を招待して盛大におこなわなかったのかという質問に対し、新婦の父は、彼らのアイラの出身村(Q県Q郡GN村)の村長('umda)——彼らとは異なったアイラに属していた——が最近亡くなったばかりなので、哀悼のために祝宴を大規模にしないのだと答えた。実際、5カ月後の“ヘンナの夜”(後述、第五節)と床入り式は、GN村で盛大に催された。

4) 契 約 式

イスラームの観点からすると、契約式は結婚プロセスの中でもっとも重要な段階である。これを完了して初めて、2人は法律上の夫婦となるのである。

契約式の際に重要な役割をはたす人物としてマーズーン(ma'dhūn)がいる。彼はいわば結婚契約の公式的な立会人であり、また署名をおえた結婚契約書類を“シャリーア裁判所(al-mahkama al-shar'īya)”に届け出て、その結婚を正式に登録する者でもある²²⁾。村落ごとに少なくとも一名はおり、都市部では各地区に数人いる。彼らの

22) ヒルによれば、マーズーンの権威にふれた最初の法律は、1880年のものである[HILL 1979: 56]。また、同書によれば、“シャリーア裁判所”は1956年に“国家裁判所 National Court”に編入され、現在では、結婚・離婚等に関する事柄は、“下級裁判所 guz'i court”の管轄であるとされる[HILL 1979: 18, 53]。だが、筆者が聞き書きをした現職のマーズーンのA氏をはじめ、多くの人々が結婚登録は“シャリーア裁判所”でおこなう、という表現を用いていた。したがって、ここでは彼らの表現どおりに記述を進める。

役職への就任は、最終的には“シャリーア裁判所”からの任命をまたねばならないのだが、その経路には2つある。1つはその地域でも篤信的という評判のあるアーイラ（大家族）内で継承される場合と、もう1つは親族関係とは関係なくアズハル学院出身者が新たに任命される場合とである。現在では後者の方が増えている。マーズーンの手許には、一定の書式にしたがった結婚契約書 (wathiq) を何通もとじた帳面がある。契約式の際、新たな頁にマーズーンの指導の下に、新郎、新婦の代理人、2人の証人がそれぞれ署名し、マフルの額などが書き込まれる。マーズーンはその写しを“シャリーア裁判所”にもっていき、結婚を法的に登録するのである。(以上のマーズーンの役職に関しては、Q県Q郡S村のマーズーンであるA氏の情報による。)

契約式が実際におこなわれるのは、原則として、新婦の側の自宅もしくは集会所である。ひき続いての祝宴会場となる公共施設を借りている時には、祝宴会場とは別室で実施される。契約の場には、新郎本人、新婦の代理人 (wakil, 一般には彼女の父または兄かオジ)、2人の証人、そしてマーズーンが集まる。その他の者も臨席を拒まれない。しかし、女性はごく近い親族を除いて、その場にいわずことは稀である。

まず、マーズーンは、新郎・新婦の略歴、健康状態等を記した書類 (iqrir) を受け取る。次に、結婚契約書の所定の欄に、新郎と新婦の代理人の署名 (および、職業、現住所、生年月日、身分証明書番号等の記載) を求める。なお、これまでもたびたび参照したアンマールの革命前の上エジプト農村報告によれば、契約を実際におこなうのは、新郎の父と新婦の父であり、また、60年代末から70年代にかけてのカイロの庶民生活に関するヴィカンの報告では、契約の場に新婦本人が立ち会おうと記されている [AMMAR 1973 (1966): 193, WIKAN 1980: 83]。しかし、筆者の見た5件の契約式 (B市2件、B郡D村2件、Q郡GN村1件²³⁾) においては、新婦が参加することはなかったし、また、新郎のかわりに彼の父が署名をする場面もなかった。

2人の署名を終えてから、マフルの額などが記入され、それから2人の証人の署名がおこなわれる。証人は、新郎側と新婦側からそれぞれ近い親族が1名ずつ出ることが多いが、別にそうでなくとも良い。証人となりうる資格は、エジプト国籍をもつ、正常なムスリムの成人であれば、原則として誰でもかまわないのである。彼らも職業、生年月日、現住所、身分証明書番号等の必要事項を契約書に書き込む。

署名が終わると宣誓の儀式にうつる。まず、マーズーンを真中に、新郎と新婦の父

23) Q県B郡B村の場合は、祝宴とその場でおこなわれたシャブカ贈呈は目にしたが、契約の場には立ち会わなかった。なお、この事例の場合、結果的には、“契約”してから“シャブカ”すなわち“婚約”をすることになっており、若干奇妙な感じがする。その点を、この祝宴の経費等の情報を提供してくれたM氏に尋ねたところ、別に問題はないということだった。



写真2 契約式 (B市)
左から新郎, マーズーン, 新婦の父

(以下、彼女の代理人を彼女の“父”で代表させて記述を進める)が椅子に坐って向いあう。そして、3者間におかれたテーブルの上で、新郎と新婦の父が右手で握手をする。その際、両者が親指を立てて合わせるやり方とそうでないふつうの握手のやり方との2種類がみられる²⁴⁾。また、握手をした手の上にハンカチをかぶせる場合とそうでない場合とがある。基本的には、握りあっている2人の右手を周囲の人々から見えないようにするのが良いのだが、ハンカチを使用すると、それにはアッラーの祝福 (baraka) が宿っていると信じられ、式終了直後に見物人たちの間で壮絶なハンカチの奪い合いが生じるのを嫌って、用いないこともある。

マーズーンは、握手をしている両人の手の上に自分の掌をかぶせる。ハンカチを使用している場合はその上から、また、親指を立てている場合はそれを握る。そして、両人を含む周囲の見物人全員に、小声でファーテハ章を唱えるように命じる。それがすむと、続いて説教が始まるのである。

説教は3～5分ほど続く。その内容はイスラームの教えにしたがって、結婚の意義を説くものであり、コーランおよびハディース (hadith, 預言者ムハンマドの言行録)の一部が引用される。筆者が録音した説教は、B市2件とB郡D村、Q郡GN村各1件の4件あり、そのすべてにコーラン第30章第21節、2件 (共にB市) に第4章第1

24) Q県B郡D村のあるインフォーマント (男性, 50才代) によると、親指をたてるやり方は“アレキサンドリア風”だという。

節、その他第13章第38節(GN村)と第49章第13節(D村)が各1件引用されていた²⁵⁾。また、3件(GN村を除く)では次のようなハディースの一節が言及されていた。

「結ばれ、生めよ、増やせよ。そうなれば、私[ムハンマド]は審判の日[終末の日]に、あなたがた[ムスリム]の創った国(al-umam)を誇るだろう²⁶⁾」

なお、この説教の前か後に、マーズーンにしたがって、参会者全員が声を合わせて、悔い改めの言葉を唱える。

説教の後に、マーズーンは新郎と新婦の父に誓いの言葉を述べさせる。これも、マーズーンの指導の下に、両人が順番に一定の誓いの言葉を唱えるのである。説教と誓詞に要する時間は、併せて10分ほどである²⁷⁾。

契約式が終了すると同時に、それをまちかまえていたかのように、契約の場および少し離れた席で待機していた女性たちは、歓喜の叫び声ザガリートを発する。村落部では、男性たちが祝砲をあげる。そして、祝宴が準備されている場合には、人々は一斉にそちらの方に移動し、新婦がまちうける所定の席に新郎がつくやいなや、楽団は一層激しく演奏し、祝宴の場は一段と盛り上がるのである。

5) 床 入 り 式

これまでたびたび記してきたように、契約式をすませ、法的に夫婦となった2人も、ただちに新婚生活を営むとは限らない。契約式と同時に実質的結婚生活の開始を告げる床入り式をあげるカップルもあれば、その間隔を数カ月から数年あけるカップルもいるのである。いずれにせよ、床入り式をおこなう前提条件として、2人の新居

25) 参考までに、これらの章句から引用された部分を記しておく。なお、[]内は筆者の挿入句。

「また、かれ[アッラー]があなたがた自身から、あなたがたのために配偶[者]を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう(取り計らわれ)、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。」(第30章第21節)

「人びとよ、あなたがたの主を畏れなさい。かれは一人の者[アダム]からあなたがたを創り、またその者(の一部)から配偶者を創り、兩人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる。」(第4章第1節、説教で引用されていない同節後半は略す)

「われ[アッラー]はあなた以前にも使徒たちを遣わし、妻と子孫をかれらに授けた。」(第13章第38節、説教で引用されていない同節後半は略す)

「人びとよ、われ[アッラー]は一人の男と一人の女からあなたがたを創り、種族と部族に分けた。これはあなたがたを、互いに知り合うようにさせるためである。アッラーの御許で最も貴い者は、あなたがたのうち最も主を畏れる者である。」(第49章第13節、説教で引用されていない同節後半は略す)なお“翻訳”は、日本ムスリム協会版の『聖クルアーン』[1982]による。

26) ムスリムの考えによれば、終末の日、モーゼはこれまで地上に現われた全ユダヤ教徒、イエスは全キリスト教徒、そしてムハンマドは全ムスリムをひきつれて復活するという。したがって、その際に、数が多いほど他を圧倒しえるというわけである。

27) マーズーンの説教と誓いの言葉の一例を、本文末に補足資料として掲載したので、参照していただきたい。

が準備され、家財道具一式が揃っていなければならない。

特殊な事情のある場合を除いて、農村部では夫方居住がふつうであり、父親が息子のために家を増築した例も多い。しかし、都市部では家の新・増築もそれほど簡単ではなく、新婚カップルが独立したアパートに住む例が増えている。ただし、富の偏在傾向が強まるなか、都市の住宅事情は年々悪化しており、彼らにとって新居探しは非常に深刻な問題となっている。特に、その重荷は青年の方にかかっている。というのも、農村・都市を問わず、新居は男性側で準備するのが慣行となっているからである。したがって、日ごとに高騰する都市アパートの購入費もしくは賃借の際の礼金等は、原則として新郎がもつことになっている。一方、新婦の側、すなわち彼女の父や兄たちの責任は、新居の家財道具を買い揃えることにある。いわば、容器としての家屋を男が準備し、その中に入れる家具類を女が整えるというやり方が、今日では一般的にみられるのである。

女性の側で準備した家財道具は、シャブカ式の際に贈られた金製装身具と共に、結婚後も、彼女の私的所有物であり続ける。そもそも、家財道具購入資金の一部は、男性が相手の父に手渡した前マフルであり、後者はそれとほぼ同額の補助をして、家具類を買い揃えたのである。もちろん、新居には、新郎自身が購入した家具類もみられる。しかし、個々の家具、電気製品、食器、調度品などの所有権の区別は、非常に厳格に守られる。そこで、ふつうは床入り式の前に、新婦の個人的所有物となる家財道



写真3 バグパイプ楽団を伴なう行列 (B市) ——ただし、この写真は床入り式ではなく、契約式の際のものである。

具——一般にアフシュ ('afsh) とよばれる——をすべてもれなく精確に記載した一欄表 (qāima) が、新郎と新婦の代理人との間で作成される。一欄表には特定の書式はないが、新婦が所有権をもつ家具類の詳細 (数量、値段、色、形状、新品であるか否かなど) がもれなく記入される。これには、結婚契約書と同様に、2人の当事者と2人の証人が署名し、新郎と新婦の代理人がそれぞれ1通ずつを保管する。結婚後、万一夫婦仲が悪くなり、離婚という事態になった場合には、その一欄表に記された家財道具はすべて、妻が実家にもち帰る法的権利がある。その際、家具の一部が壊れていたり、夫の一存で売却されていたりした場合には、一欄表の記載にしたがいが、それに相当する物品もしくは現金がその代替物として彼女に渡されなければならない。

このように、原則的に財産所有権は夫婦間で明確に区分されており、問題が生じた場合の証拠書類として提出されるので、一欄表作成の際にはさまざまなトラブルが生じやすい。特に最近の傾向では、嫁の父は婿から直接マフルを受け取らず、その金額相当の家具類を彼に準備させ、それを一欄表に記載して自分の娘の財産にしようとするケースが現われている。一方、婿の側はその手にはのらじと、一定額のマフルを支払って責任をはたし、あとは相手の父になるべく負担させようと思っている。そこで、一欄表作成をめぐる両者間のかけひきは、かなり複雑で巧妙なものとなってきている。筆者のフィールドワークの際の“通訳”がわりをしてくれたNH氏によれば、彼のある友人は、契約式当日の朝に、彼が自身で買ったカラーテレビを一欄表に記入するように相手の父から迫られ、すでに招待状も発送し、祝宴の準備も進めていたのでしぶしぶ同意したという。なかには、どうしても収拾がつかず、ついに破談になった例もあるとのことである²⁸⁾。

ちなみに、一欄表作成の段階に限らず、契約式以前の段階で破談になるケースはさほど稀ではない。筆者も次のような経験をした。B市に住む友人のシャブカ式に招待され、約束の時間に彼の家を訪ねると、彼の母が平服のままだった。訝しく思いながらも、型通りに「おめでとう」と挨拶すると、「何がおめでたいものかね」とやり返された。話を聞くと、彼女はもともとこの縁談にのりきではなく、ついに当日の朝に破談にまでもっていったのである。その理由は、自分たちと較べて、相手の家の身

28) NH氏によれば、一欄表作成で衝突した際に、青年が娘の父に対して発つケンカ腰の口上としてよく知られているものに、次のようなものがある。

yā sidi, danta māmin liya 'ala bintak, taūm mantash māmin liya 'ala shuwaiya khashab.
(やあ大将、あんたは俺に娘を預けるのであって、木ぎれ[家具]を預けるんじゃないだろう。)

なお、一欄表を作成するのは、ふつう、床入り式の数日前もしくは当日の朝であるが、契約式の直後に概要だけを記す場合もある。また、イトコ婚など近親者間の結婚の際には、すでに相互に信頼関係があるので、床入り式の後に作られることもある。

分が低いからであるという。なお、友人はその後に別な女性と結婚した。だが、当時、ファーテハ式まですましていた彼の弟は、半年ほどして破談になった。このような事態は、確かに誇るべきものではないだろう。だが、ことさら激しい恥辱というわけではなく、彼ら兄弟のケースもさほど特殊なケースとは思われない。

さて、結婚プロセスの記述に戻ろう。床入り式の前夜は、“ヘンナの夜” (*lailat al-hinnā*) とよばれている。ヘンナとは、ミソハギ科シコウカ属の低木で、その葉からとった染料を皮膚につけて数時間おくと、その部位が赤茶色に染まり、長期間とれなくなる。床入りの前夜をヘンナの夜というのは、その夜、新郎、新婦および2人の身内（主に女性）が、掌、指、足指などをそれで染める慣習があるからである。

ヘンナをつける身体部位は、地域や階層、個人によってさまざまである。たとえば、Q県Q郡GN村では、新婦は両足の裏全体を染める。また、Mu県B村では、かつては新郎・新婦とも両掌とかかまとまでの両足全体であったが、最近では右手の人さし指のみであり、Q県B郡D村で聞いたところ、新婦は左右の掌、新郎は右手の人さし指につけるといわれた。また、Q県B郡MS村で数日前に床入り式を終えた新夫に聞いたところ、一般の人々は掌のみだが、婿と嫁は両足の裏にもヘンナをぬるといった。しかし、そう言った彼自身、掌にはヘンナの跡がみあたらなかった。このように、明確な原則は存在しないようであるが、新郎をつける場合には右手の人さし指であるといわれている点が興味深い。それというのも、後述のように、翌日の床入り式の際、彼はその指で新婦の破瓜をおこなうとされているのである。なお、2人の親族・隣人（特に女性）なども、掌全体や一部の指にヘンナをつけることが多い。しかしながら、都市部の高学歴層では、ヘンナ染めの慣習自体がかなり廃れてきている。また、おこなう場合でも、ヘンナの付着時間を短かくし、色に染まっている期間を長びかせない傾向にある。なお、新郎以外の男性がヘンナを用いることは、別段禁じられているわけではないが、実際におこなう者は、特に都市部ではまったく稀である。

レイン [LANE 1978: 167-169] やアミン [AMIN 1953: 349] を読むと、かつてはヘンナの夜の主要な行事として、花嫁の入浴があり、レインは楽団を伴ない、花嫁を中心に女性親族・友人が浴場に向う入浴行列 (*zaffat al-ḥammām*) の様子を描写している。だが、今日B市とその周辺では、そのような行事はみられない。むしろ、2人は自宅でそれぞれ入浴し、翌日にそなえる。

いずれにせよ、今日ではヘンナの夜には、新郎と新婦はそれぞれの自宅で別個に、近親と隣人を中心とした小規模な祝宴を開くにとどめるのが一般的である。だが、なかには、入浴やヘンナ染めとはほとんど関係なく、床入りの前々夜には新婦の家で、

前夜には新郎の家で、共に両人が出席しながら“ヘンナの夜”と称して、楽団をよび若者中心の大騒ぎをするカップルすらB市にはみられた。なお、彼らは翌日の床入り式の祝宴の際に、先にふれたベリィダンサーをよび物議をかもしたカップルである。新郎は法学部出身であり、伝統的慣行にとらわれていないタイプの人物である。

これとは逆に、筆者が眼にしたなかで、もっとも昔ながらのヘンナの夜に近いと思えたものは、Q県Q郡GN村のものであった。郡の中心地から遠く離れた同村での結婚式は、あるアーイラ内部の婚姻であり、その共同集会所でヘンナの夜は催された。夕刻からたて笛と太鼓を中心とした伝統的な楽団であるたて笛楽団 (*firqa al-mizmār*) が演奏を始め²⁹⁾、日没後は一族の男性2人が演じる模擬戦風の棒踊りや、太鼓に合わせてその場で足踏みするように一カ月もかけて調教した馬を使った騎馬踊りなどが夜更けまで続けられた。一方、女性たちは屋内に集まり、タンバリンや太鼓に合わせて祝婚歌を歌い続けていた。レインやアンマールらの報告、さらに一部のインフォーマントが語るところでは、かつては契約式から床入り式までの一週間ほどの期間中は、連夜このような一種のお祭り騒ぎが繰り返されていたらしい。

ヘンナの夜が明けると、いよいよ実質的な結婚生活を告げる床入り式の日である。契約式をも同時におこなう場合には少々早まるが、ふつうは夕暮れ前から式は始まる。一般に、都市より農村の方が早めに始まり、シャブカ式や契約式とは異なり、祝宴もあまり夜が更けないうちに終了する。

床入り式は正則アラビア語では *zifāf* とよばれているが、その名の通り、もっとも重要な行事は、新郎が新婦を彼女の実家に迎えにいき、そこから行列 (*zaffa*) を組んで新居まで連れてくることである。

前夜から継続している祝いの雰囲気の中で、新婦の実家には親族・隣人・知人などが昼すぎには集まってくる。式の手配のために慌ただしく動き回っている近親を除いて、男性客は集まって紅茶類の給仕をうけ、女性たちは一カ所にかたまって大声で祝婚歌を歌っている。そこに新郎が彼の親族・友人たちと共に到着し、契約をすましていない場合にはそれを終え、おもむろに行列を開始する。かつては、乗り物として飾りたてた馬車が使われていたらしいが [AMIN 1953: 222], 現在では、特に都市部では、紙製の花飾りや色とりどりのテープなどをつけた自動車を利用することが多い。飾りたてた先導車には新郎・新婦とその近親が乗り、その後数台の自動車が続く。行列の参加者や順番には別段一定のきまりはない。台数が多く、賑かなほど良いので

29) たて笛 (*mizmār*) 楽団の構成は、大きなたて笛2本、小さなたて笛1本、太鼓2個であった。都会風の楽団にみられるタンバリン、アコーディオン、バイオリンなどはみられない。

ある。筆者の見た B 市の例でも、行列開始の数時間前に友人である新郎の弟から急に要請され、普段着のままかけつけた若者たちもいた。自動車行列の順路もあらかじめ決まっているわけではなく、新郎・新婦を乗せた先導車に後続の車はしたがっていくだけである。そして、新婦宅から新居に最短距離で向うことはなく、市街地を遠廻りし、思いきりクラクションを鳴らしながら、同じ道路を何度も往復することもある。

一方、2人の家が近いことの多い農村では、行列は歌と踊りを伴いながら徒歩でおこなわれる。この場合も、あえてまわり道をして近隣地区を巡りながら目的地に向うのである。なお、都会においても、出発点である新婦の実家もしくは公共施設の戸口から自動車の待つ道路までの区間では、同じような徒歩行列が組まれる。

徒歩による行列は、着飾った新郎・新婦を中心に、その親族、隣人、友人などから構成される。いうまでもなく、行列に参加する人数が多く、行進中に祝婚歌を歌う者やそれにつられて踊りだす者が多いほど、その結婚は盛大に祝われていることになる。行列の先頭は、特別に雇われた楽団がつとめる。都市やその近郊ではベドウィン ('arab) 風の衣裳をつけたバグパイブ楽団 (firqa al-qirab) がよくみられる³⁰⁾。彼らの演奏する音楽にのった祝婚歌や踊りが行列を盛り上げ、一方、女性はしきりにザガリートを発し、男性の祝砲音も村落ではよく聞かれる。なお、新郎・新婦の前には、点灯した1メートルほどもあるローソクを1本ずつもった2人の女の子(小学校入学ぐらい)が行進する。そのかたわらで、新婦の近親の女性が、邪視除けのために行列全体に食塩をふりまく。そのような調子で、ゆっくりした歩調でまわり道をしながら、沿道に住む隣人たちの祝福をあび、2人は新居に到着するのである³¹⁾。なお、行列のコースとして、最近不幸のあった家の前は可能ならば避けるようにするのが、エチケットとなっている。

新居に着くと、事前に用意された一段と高い場所に2人は坐り、そこで新郎側の親族や新居の隣人たちの祝福をうける。しかし、それもあまり長くは続かず、人々は早めに辞去し、あとには2人とその近親のみが残る。それから2人は初夜を迎えるのである。

B市とその周辺で筆者が観察した床入り式のほとんどは、以上のような次第で終了する。しかし、一例だけ、人々が散会する前に、花嫁の処女証明がおこなわれたケースがあった。それについて少しふれておこう。

30) “バグパイブ楽団”は、農村にみられる“たて笛楽団”や都市の祝宴会場で演奏する楽団とは、また異なったグループである。なお、B市のある例では、バグパイブ楽団への報酬支払額は15エジプト・ポンドであった。同楽団の演奏は、新婦の自宅から道路まで、さらに道路から祝宴会場の公共施設内のステージまでといったところで、せいぜい15～20分程度である。

31) なお、シャブカ式や契約式においても、祝宴会場の周辺で、バグパイブ楽団を中心にした簡単な行列が組まれることもある。

エジプト——さらには地中海地域全般³²⁾——において、花嫁の処女性は非常に重要なものと考えられている。逆にいえば、娘の行動を十分に監督し、無事に花婿に引きわたすことが、彼女の父、兄弟、オジ、イトコらの責務であり、それを怠ったことが世間に知られたら、そのアーイラの名誉 (sharaf) は失墜する。すなわち、未婚の娘が男性と性的関係をもったという噂がたてば、それは彼女のみならずその一族の一大汚点となる。反対に、根拠なくそのような風聞をまき散らした者は、彼女の一族から報復として殺害されても仕方がないほどこれは重大な問題である。したがって、未婚の娘が妊娠でもし、その事実が周囲に隠し通せなくなった場合には、次善の策として、彼女の男性近親は、みずから手で彼女を殺害し、一族の面目を保たなければならない。実際にこの種の事件には出会わなかったが、そのような噂は、筆者が調査中もたびたび耳にしたものである³³⁾。

花嫁の処女性を重視する風潮は、小稿で主として論じている Q 県を含む下エジプトよりも、より保守的・伝統的といわれている上エジプト地方で強いように思われる。上エジプト F 県 KM 村では、次のようなインフォメーションをえた。

現在でも F 県——さらには上エジプト全般——では、床入りの夜に花嫁の処女証明 ('arḍ al-'arūsa)³⁴⁾、別名家族の名誉 (sharaf al-'ā'ila) の証明が求められる。行列を終え、新居に到着した新郎・新婦は、2人のマーシュタ māshṭa³⁵⁾ (もしくは、両人の母やオバなど) と共に別室に入る。そこで新郎は、マーシュタの指導によって、maḥrama とよばれる白いハンカチを右手の人さし指に巻き、新婦の破瓜をおこなう。

32) 地中海地域の家族構造に関する論文集の序言で、編者の Peristiany は次のようにいっている。「アルバニア人のみでなく、問題を広げるならば地中海地域の娘は、処女性を保ちつづければならぬ。それというのも、彼女の父親や兄弟たちの名誉を高めるというより、彼らを不名誉な状態に陥れないためにであり、さらに、彼女自身の市場価値を落として両親に一層の恥辱を与えないためにである。結婚生活における彼女の貞操は、彼女自身の子供たちを不名誉な状態に陥れないために守られねばならない。」[PERISTIANY 1976: 11-12]

33) これは現代アラブ文学でも批判的にとりあげられているテーマである。現代アラブ文学における女性の位置を論じた Accad の研究 [1978: 145 ff.] を参照。

34) 正則アラビア語では“名誉”を表わす語の一つとして“'ird”があり、また奴田原陸明氏も「農民をして日常性を放棄させるまでの狂暴な沙汰に駆りたてるこの家の誇りと、アラビア語で ('ird) と言われるもので、これはつきつめていくと家族内において男性の庇護下におかれた女性の成員、母、娘、姉妹の貞操を指している。」[奴田原 1985: 14] と述べている。したがって、筆者が直接耳にした“'arḍ”は、正則アラビア語の“'i”が口語(アンミーヤ)化して、“a”となったのかも知れない。(母音の“i”が口語化によって“a”になる例は、“エジプト”を意味する“miṣr”が“maṣr”に、“食塩”を意味する“milḥ”が“malḥ”になる場合など、いくつかある。) もしくは、正則語では、“'arḍ”は demonstration, showing, display などの意味があるので [WEHR 1976: 603]、この場合、処女であったことを“示すこと”という意味であるのかもしれない。以上、2通りの解釈が考えられるが、筆者はどちらが正しい(または、第3の解釈がある)のか判断できない。

35) ヘンナの夜の際に、新婦の入浴を手伝う女性であり、産婆(dāya)を兼ねていることも多い。なお、māshṭa の語根は mashaṭa すなわち“櫛を入れる”である。

その際、マーシュタは彼女の両脚をおさえて、彼の手伝いをする。そして、無事に白いハンカチに血痕がつくとマーシュタはザガリートをあげ、部屋の外で待機していた両人の親族たちも、ザガリートや祝砲で祝う。血痕のついたハンカチは、ただちに人々の間にさしだされ、新婦の父や兄弟たちは安堵の胸をなでおろすのである。以上は、F県でえた情報であるが、筆者がB市とその周辺で断片的にえた伝統的床入り式に関する情報も、おおよそこれに一致する。

筆者がQ県Q郡D村で眼にした例は次のようなものであった。行列は村を廻り、午後6時すぎに新居である新郎の家に着いた。興奮がさめやらぬ態で人々が入口の土間で歌い踊っているうちに、まず新婦が別室に入り、5分ほどして新郎も入室した。それから10分ほどすぎて、集まった人々が一斉に歓声をあげたので見てみると、血痕のついた2枚の白いハンカチがまわされており、それがひとあたりすると、女性たちがそれを近隣にみせにいったのである。

娘の処女を証明する儀式がすんで、初めて彼女の家族は安心するという。このことは、その際に歌われる祝婚歌の一つで、次のように表現されている。

ullī abuha	彼女の親父さんに言いなよ
in kān gaw'ān	腹ペコならよ
ba'ā yit'ashshā	晩飯とりなよ

すなわち、娘の処女証明がすむまで、父親は心配で食事も喉に通らないだろうというわけである³⁶⁾。

名誉＝恥辱という重大な価値観と密着しているため、処女証明はエジプトでは非常に大きな社会的意味をもっている。そのため、その真偽をめぐる、いろいろな風評がとびかうのも事実である。すなわち、事前にマーシュタを買収しておき、鶏血などを準備させ、未経験な新郎がとまどっているうちにその血をハンカチにつけるというものや赤チンが利用されるという説もある。いずれにせよ、当人たちの陰でささやかれる噂であり、面と向って主張されることはまずない。

エジプトの伝統的価値観と深く関連しているとはいえ、今日ではB市とその周辺では、処女証明の誇示は野卑な慣習として批判にさらされる傾向が強くなっている。処女性尊重の価値観は強く主張されても、血痕のついたハンカチを公衆に示す慣行は稀である³⁷⁾。特に、高学歴の者ほど、それを野蛮な田舎の悪習として蔑視する傾向にあ

36) 実際、D村でも、“処女証明”が無事に済んでから、夕飯が出された。

37) ヴィカンの報告によれば、70年前後のカイロでは、血痕のついたハンカチを公衆に示すやり方と新郎が新婦の家族に翌朝にそれを渡すやり方との2通りがあり、彼女の判断では、後者を選ぶ男性が増える傾向にあった [WIKAN 1980: 84]。

る。また、いわゆるイスラーム復興運動に影響をうけている者も、このような慣習に批判的である。先ほどふれたD村の事例の場合も、アゴヒゲ——現代エジプトでのイスラーム原理主義者の記号の一つ³⁸⁾——をはやしていた新郎の弟は、筆者に対し何度も、この慣行はエジプトの伝統的なものにすぎず、けっしてイスラーム的なものではないと念をおしていた。

6) 結婚式の後

床入り式の翌日をサバーヒーヤ *ṣabāḥīya* またはスプヒーヤ *ṣubḥīya* とよぶ。語源は、朝を意味する *ṣabāḥ* であろう。この日の午前中に、2人の両親・キョウダイなど近親者が、新居を訪れ次のような挨拶をかわす。

客人 [ṣabāḥīya mubārak (サバーヒーヤおめでとう)]

2人 [allāh yibārik fik (アッラーがあなたを祝福してくれますように)]

訪問者たちは、現金の祝儀（これも *nuqṭa* とよばれる）を2人に渡す。その場合、封筒に入れることもあれば、むきだして手渡すやり方もある。また、Q県Q郡GN村などでは、新妻が接待した食事や菓子類を運んだお盆の下にさりげなく置いていく。なお、その日の昼食（エジプトでは一日で一番豪華な食事）として、新妻の母親が姉妹たちに手伝わせて御馳走を調理し、実家からわざわざもってくるという村も多い。

午後になると、親族や友人たちが訪れ、同様の挨拶をかわし、祝儀を置いていく。もっとも、彼らはサバーヒーヤ当日を避け、数日おいてから尋ねるのが礼儀であると主張する者もいる。彼らが来訪すると、新婚夫婦は菓子類（キャンディーやチョコレート）や紅茶・清涼飲料水などを出して接待する。新婚夫婦は友人たちに家財道具をみせ、その高価さ、品質のよさ、豪華さなどを称賛してもらう。なかには、わざわざタンスを開け、中の衣装類まで示す者もいる。既に説明したように、これらは夫のマフルと妻の父の援助を資金に購入したものである。したがって、新婚世帯の家財道具の立派さは、夫の経済力と妻の家族の支援とを何よりも雄弁に物語っているものとみなされるのである。客人の方も、たとえ後で陰口をきこうと、その場では褒め言葉を断え間なく連発するのが慣習である。

なお、友人たちの祝儀の相場は、5～10エジプト・ポンドといわれており、新婚夫婦はそれらを精確に記憶もしくは記録し、後ほど友人たちの祝事（結婚、子供の出産

38) 現代エジプトのイスラーム原理主義者の“衣裳”面での特徴が、男のあごひげと女の薄い色のヴェール (*ḥijāb*) である点は、日本民族学会第23回研究大会のシンポジウム『文化と政治』の席で発表した[大塚 1984]。このテーマは資料を補足して、論文として発表する予定である。

など)の際に同額程度のお返しをするのが礼儀である。

サバーヒーヤの一週間後をスプーア (subū'³⁹⁾) とよび、新居を再び双方の親・キョウダイが訪問する。その際、新妻の実家から、野菜、米、家禽(鶏、アヒルなど)、砂糖、紅茶などの飲食物を贈る慣習がある。なお、S 県 S 村では、甘い物(菓子、チョコレートなど)、米、家禽の3要素を必ず入れる。スプーアは、両家族だけの集まりである。

3. 総 括

小稿は、主として下エジプト Q 県 B 市とその周辺農村の資料にもとづき、同地域におけるムスリムの結婚の成立過程の一般的記述と補足的な説明とをおこなってきた。そこで明らかになった点は、次のように総括しうる。

(1) 同地域におけるムスリムの結婚プロセスの儀礼的契機には、順に、ファーテハ式、シャブカ式、契約式、床入り式の4つがある。そのなかで、もっともイスラーム色が濃厚であり、かつ法的にも一番重要なのは、契約式である。公的な結婚立会人かつ登録者であるマーズーンはこの場面に関与する。彼は結婚の法的認知に必要な結婚契約書の作成を指導し、さらに、結婚のイスラーム的意義にふれる説教をおこない、新郎と新婦の代理人に誓詞を述べさせる。それに対し、ファーテハ式とシャブカ式とはいわば“婚約式”である。ただ、前者が青年と娘の近親および親しい隣人・友人間での認知である一方、後者は物品の贈与と祝宴の開催をともなったより公式的な婚約の認知といえる。そして、床入り式は、新郎新婦の実質的結婚生活すなわち家具類の整った新居での同棲の開始を告げるものである。

(2) 結婚プロセスにおいて、社会学的観点から重要と思えるいくつかの契機もみられる。たとえば、結婚の社会的認知の場である祝宴は、同時に、招待のあり方を通して家族を含む結婚当事者たちの社会関係の実態が如実に表現され、さらに、その規模や費用によって彼らの経済的・社会的威信が試される機会でもある。また、男性側からのシャブカやマフルの贈与、女性側からのアフシュの購入とそれを記載した一欄表の作成、祝宴の際の楽団へのチップ、サバーヒーヤの際の金品の贈り物など、現金や物品の贈答も、結婚プロセスの全般を通してみられる顕著な特徴である。さらに、配偶者選択の際の面子に対する気の配り方や床入り式の

39) subū' の名称は、明らかに7(日後)すなわち sab' からきている。なお、出産後7日目の“お七夜”儀礼も、subū' とよばれている。

際の処女証明などは、彼らが常に念頭においている社会的名誉・恥辱観と密接に関連している。

- (3) 資料提示の段階においても、シャブカやマフルの額、祝宴の催し方などの点で、都市（B市）と農村との違いが指摘された。さらに、これまで刊行されたエジプト民族誌との比較から、結婚成立過程のこの150年ほどの間の歴史の変遷および小稿で主として論じた下エジプトとカイロ、上エジプトとの地域的相違のいくつかにもふれた。たとえば、ここで参照した文献の範囲では、“シャブカ”という語が登場してくるのが52年革命後であること、結婚契約をおこなうのが筆者の観察した限りでは新郎本人と新婦の代理人であるのに対し、70年前後のカイロでは新婦本人も臨席し、革命直前の上エジプト農村では新郎も代理人であったことなどである。しかし、この150年間における顕著な変化の第一は、かつては1週間ほどで終了したものが、今日では数年に及ぶことも少なくないという、ファーテハ誦読から床入りまでの期間の長期化であろう。これらは、この時期におけるエジプトの政治・経済・社会的諸状況の変化とも深く関連しているものである。

以上のように、ここでふれた範囲においても、ムスリムの結婚プロセスは、社会学的・歴史学的にも展開可能ないくつかの重要な問題と密接に関わっている。これらの問題の一部は、筆者が今後試みようとしている近代エジプトにおけるムスリムの社会と文化の考察のなかで明らかにしていきたい。小稿はそのための基礎的資料の一つを提示したものである。

謝 辞

小稿作成において、編集委員会の和田正平助教授、杉村棟助教授のお二人から、貴重な御批判・御助言を賜り、非常に参考になった。特に記して謝意を表する次第である。

補 足 資 料

次にあげるテキストは、1982年5月20日にQ県B郡D村でおこなわれた契約式の際のマーズーンの説教および新郎本人と新婦の代理人（父）との誓いの言葉をテープ録音し、それを私訳したものである。翻訳に際して、Ahmad Nasr氏に御協力をいただいた。なお、テキスト中の人名は、すべて仮名にしてある。また、[]内は筆者による補足説明である。略号は、M（マーズーン）、Z（新郎）、W（新婦の代理人）、G（参会者全員）である。

(M) 呪われるべき悪魔から、アッラーよお守り下さい。慈愛あまねく慈悲深きアッラーの御名において。世界の主であるアッラーを讃え、使徒の中でももっとも誉れ高きわれらが首長 (saīdnā) ムハンマドとその一族および彼の教友たちに祝福と平安あれ。

アッラーを讃えたてまつる。その全能ゆえに崇拜され、その恩寵ゆえに讃えられ、その祝福ゆえに感謝されるアッラーを。彼こそわれわれを導く方であり、彼の指導なしにはわれわれは正しい道を進めない。アッラーを讃えたてまつる。彼こそわれわれに結婚を認め、私通 (al-sifāh) を禁じられたお方。いと高きお方 [アッラー] は、その気高き書 [コーラン] の中でいわれた。

人びとよ、われは一人の男と一人の女からあなたがたを創り、種族と部族に分けた。これはあなたがたを、互いに知り合うようにさせるためである。アッラーの御許で最も貴い者は、あなたがたのうち最も主を畏れる者である。[第49章第13節]

また、いと高きお方は次のようにもいわれた。

またかれ [アッラー] があなたがた自身から、あなたがたのために配偶 [者] を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう (取り計らわれ)、あなたがたの間に愛と情けの念を植えつけられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。[第30章第21節]

至高のアッラーは真実を語られる。

また、アッラーの使徒 [ムハンマド] ——彼の上に祝福と平安あれ⁴⁰⁾——は、結婚を奨励され、次のように言われた。「結婚をした者は、その宗教の半分を成就した者である。残りの半分で、アッラーを畏れることだ。」また、祝福と平安があらんお方 [ムハンマド] は言われた。「結ばれ、生めよ、増やせよ。そうなれば、私は審判の日に、あなたがたの創った国を誇るだろう。⁴¹⁾」アッラーの使徒は、真実を語られる。

皆さん、[私に続いて] 言って下さい。

(M それから G) その方の他には神がいない至高なるアッラー、永遠に生きつづけるお方にお許しを乞う。われわれは悔い改め、彼に許しを乞う。われわれはアッラーに悔い改めをおこない、その御許に戻り、自分たちの所業を悔い改めた。そして、われわれは罪業の道に再び戻らないことを決断した。また、われわれは、イスラームの

40) イスラームを論じる際、ムスリムは公式的な場では必ず、また非公式的な場でもしばしば“預言者”“アッラーの使徒”“ムハンマド”などと述べた直後には、“彼の上に祝福と平安あれ (ṣalla allāh ‘alaihi wa sallam)” という定句をつけ加えることになっている。

41) 2つのハディースの原文は、それぞれ次の通りである。

- man tazawwaja faqad kamula nuṣf dinihi, falyattaqī allah fi al-nuṣf al-ākhir.
- tanākahū, tanāsālū, takātharū, fainni mubāhin bikum al-umam yaum al-qiyāma.

宗教に反するあらゆる所業を拒否した。われわれは証言する。アッラーの他に神はなく、われらが首長、預言者ムハンマドは、アッラーの使徒であることを。

(M) アッラーの祝福がわれわれの上にありますように。さあ、あなたがた2人 [ZとW] で言いなさい。

(M, それに続いて Z と W が同時に) この契約の場では、われわれはアブー=ハニーファ・アル=ヌアマーンの学派に従います⁴²⁾。

(M, それに続いて W) いと高きアッラーの御加護を求め、アフマド [婿の名, 仮名] よ、私は、私が後見人となっている処女 (al-bikr) で結婚可能な年齢に達した (al-bāligh) わが娘ライラ [嫁の名, 仮名] をお前と結婚させた。それは、アッラーの書 [コーラン] と預言者——彼の上にアッラーの祝福と平安あれ——のスンナ⁴³⁾ [慣行] に基づいたシャリーア [イスラーム法] に従った結婚であり、われわれが同意した前マフルと後マフルに拠ったところのものである。また、それは、アブー=ハニーファ・アル=ヌアマーンの法学派に基づいたものであり、さらに、契約と結婚とを正当なものと認めるすべての法学派に基づいたものである。

(M が Z に向かって) 彼 [W] に対して、[私に続いて] 言いなさい。

(M, それに続いて Z) 私を、あなたが後見人となっている処女で結婚可能な年齢に達したあなたの娘ライラと結婚させて下さい。それは、アッラーの書とアッラーの使徒——彼の上にアッラーの祝福と平安あれ——のスンナに基づいたシャリーアに従った結婚であり、われわれが同意した前マフルと後マフルに拠ったところのものである。また、それは、アブー=ハニーファ・アル=ヌアマーンの法学派に基づいたものであり、さらに、契約と結婚とを正当なものと認めるすべての法学派に基づいたものである。

(M が W に向かって) 彼 [Z] に対して、言いなさい。

(M, それに続いて W) 私は、私が後見人となっている処女である私の娘ライラとあなたを結婚させた。

(M が Z に向かって) 彼 [W] に対して、言いなさい。

(M, それに続いて Z) 私は、私の意志に基づいて、彼女との結婚を受け入れました。

42) イスラームのスニー派には、正統とみなされる4つの法学派 (madhhab) がある。それは、ハナフィー、マーリキー、シャーフィイー、ハンバリーの4派である。アブー=ハニーファは8世紀に活躍した学者で、ハナフィー派の祖。

43) イスラーム法 (シャリーア) の第1の法源は、いうまでもなくコーランである。そして、第2の法源として、預言者の言行録 (hadith) から読みとられたムハンマドの慣行 (sunna) がある。ここでは、この2つの法源にふれているのである。

文 献

ACCAD, Evelyne

1978 *Veil of Shame: the Role of Women in the Contemporary Fiction of North Africa and the Arab World*. Editions Naaman.

AMIN, Ahmad

1953 *Qāmūs al-'Ādāt wa al-Taqālīd wa al-Ta'ābir al-Miṣriya*. Maktaba al-Nahḍa al-Miṣriya.

AMMAR, Hamed

1973 (1966) *Growing up in an Egyptian Village*. Octagon Books.

ANSARI, H. N.

1984 The Islamic Militants in Egyptian Politics. *IJMES* 16: 123-144.

ATIYA, Nayra

1982 *Khul-Khaal: Five Egyptian Women Tell Their Stories*. Syracuse U. P.

BERQUE, Jacques

1957 *Histoire sociale d'un village égyptien au XXème siècle*. Mouton.

BLACKMAN, W. S.

1927 *The Fellahin of Upper Egypt*. Frank Cass.

BOURDIEU, Pierre

1977 *Outline of a Theory of Practice*. R. Nice trans., Cambridge U. P.

FAKHOURI, Hani

1972 *Kafr el-Elow: an Egyptian Village in Transition*. Holt, Rinehart & Winston.

HILL, Enid

1979 *Mahkama! Studies in the Egyptian Legal System*. Ithaca Press.

IBRAHIM, S. E.

1980 Anatomy of Egypt's Militant Islamic Groups. *IJMES* 12: 423-453.

LANE, E. W.

1978 (1836) *Manners and Customs of the Modern Egyptians*. East-West Pub.

日本ムスリム協会

1982 『聖クルアーン』日本ムスリム協会。

奴田原睦明

1985 『エジプト人はどこにいるか』第三書館。

大塚和夫

1983 「下エジプトの親族集団内婚と社会的カテゴリーをめぐる覚書」『国立民族学博物館研究報告』8(3): 563-586。

1984 「あごひげとヴェール——『衣裳』からみたエジプトのイスラーム原理主義——」『日本民族学会第23回研究大会研究発表抄録』国立民族学博物館, pp. 149-150。

PERISTIANY, J. G. (ed.)

1976 *Mediterranean Family Structure*. Cambridge U. P.

ROSEN, Lawrence

1978 The Negotiation of Reality. In L. Black & N. Keddie (eds.), *Women in the Muslim World*, Harvard U. P., pp. 561-584.

RUGH, A. B.

1984 *Family in Contemporary Egypt*. Syracuse U. P.

WEHR, Hans

1976 *A Dictionary of Modern Written Arabic*. J. M. Cowan (ed.), Spoken Language Service, Inc.

WIKAN, Unni

1980 *Life among the Poor in Cairo*. A. Henning trans., Tavistock.